

## 検査の枠組み

自治体が中心となって調査計画策定

- ☑ 調査区域
- ☑ 調査対象魚種
- ☑ 調査頻度

左記の検討項目を協議し、計画を策定



調査を実施



検査で安全性を確認しています

100Bq/kg  
以下

出荷



出荷

食卓へ

100Bq/kg  
を超えた時

**出荷自粛要請・  
出荷制限指示**

- ・1地点のみで基準値を超えた場合は各自治体の要請による**自粛**。
- ・複数の地点で基準値を超えた場合は国による**出荷制限**。

もしも基準値を  
超えてしまったら・・・

国・自治体はその魚を流通させないように措置をとるため、**基準値を超えた水産物が流通することはありません。**

# 検査の方法



1

## 水産物の受入れ

各地で水揚げされた水産物を受け入れ、産地と種名を確認

体長・体重測定

2



3

## ミンチ調製

水産物の可食部（主に筋肉）を細かくミンチ状にします

